

# 厚木市景観条例の改正及び厚木市景観計画の改定に向けた考え方について

## 1 景観とは

### 景観

景観法は、「景観」についての具体的な定義を示していませんが、良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものと規定しています。

景観は、見る人の状態や感じ方によって印象が変わり、価値観の違いにより評価は多様なものとなります。

そのため、大山を始めとする丹沢山塊や、相模川や中津川などの河川による「緑と水の縁取り」が特徴的な、「厚木市らしい、各地域にふさわしい、望ましい景観」を目指す考えのもと、市民の皆さまや行政、事業者が互いに景観について理解し合うことが非常に重要です。

そして、景観の価値や美しさについて意識を持ち、共有していくことが、より良いまちづくりにつながります。



景観のイメージ

第52回厚木市広報写真コンクール  
入選作品

## 2 改定の趣旨

本市は、平成21年4月に景観法に基づく「景観行政団体」となり、平成22年3月に景観に関するまちづくりを進める基本的な計画である「厚木市景観計画」（以下「景観計画」という。）を策定しました。

さらに、同年10月には、景観計画が目指す景観の実現を積極的に推進することを目的に、同法に基づく「厚木市景観条例」（以下「景観条例」という。）を施行しました。

景観計画は、計画期間や数値目標を定めている計画ではありませんが、策定から15年以上が経過する中で、改定が進む関連計画との整合や連携を図る必要が生じているほか、土地利用や社会経済情勢の変化により、計画策定時には想定していなかった太陽光発電設備等の新たな景観阻害要因に対応する必要が生じています。

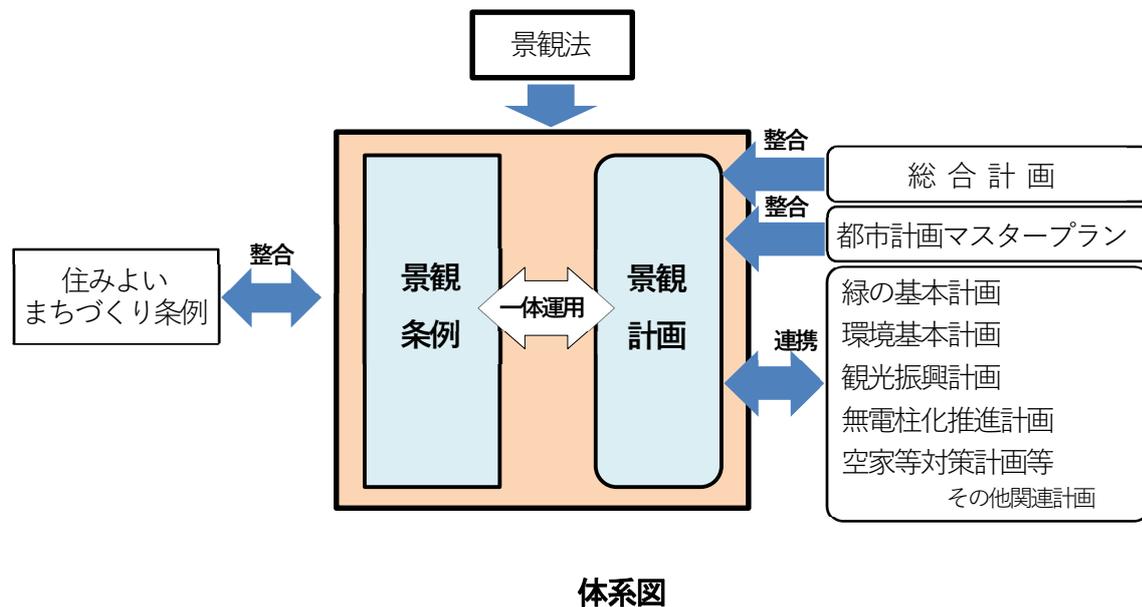
また、市民参加による景観づくりを積極的に推進するため、同法に基づく景観計画の提案制度について、市民の皆様がより利用しやすいものとなるよう、景観条例において、制度利用のための要件を緩和する必要があることから、景観計画及び景観条例の改定について、検討を行うものです。

### 3 景観条例及び景観計画の位置付け

景観条例と景観計画は、ともに景観法に基づいて定められるものですが、両者は密接に関係しています。

景観計画は、計画の対象となる区域や良好な景観の形成のための行為の制限のほか、良好な景観の形成に関する方針等を定めます。

景観条例は、景観計画を実行性のあるものとするため、景観計画で定める区域内における具体的な規制事項や届出義務を規定することにより、景観計画の実現を法的に担保する役割を果たします。



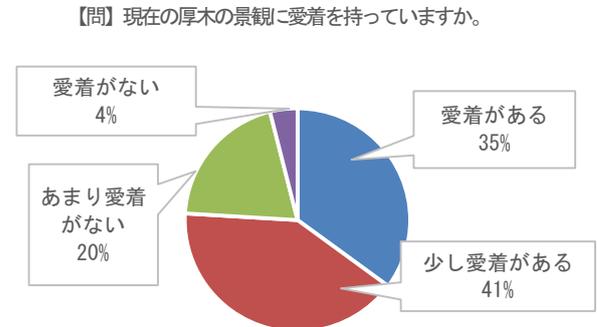
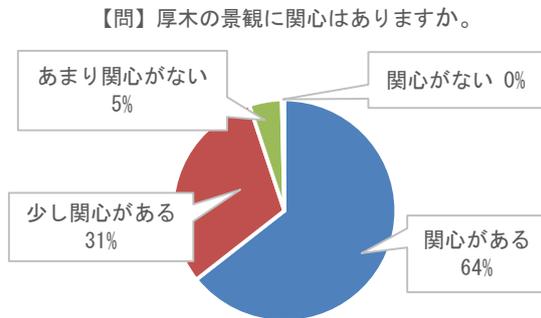
### 4 景観に係る市民アンケート調査結果概要

- ・ 調査方法 厚木市LINE 公式アカウントから受信設定者宛てにアンケートを依頼し、回答を収集した。
- ・ 調査期間 令和6年7月29日（月）から8月12日（月）まで
- ・ 調査人数 約6,700人
- ・ 回答数 536人
- ・ 回答率 約8%

景観計画及び景観条例の改定に当たり、市民アンケート調査を実施したところ、主な設問に対する回答の状況は次のとおりでした。

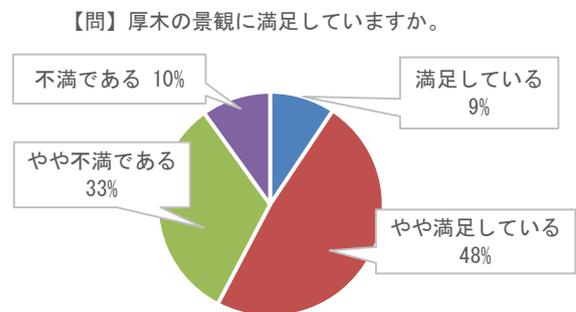
### (1) 厚木の景観に関心があるか・愛着を持っているか

「関心がある」又は「少し関心がある」と回答した割合は95%、「愛着がある」又は「少し愛着がある」と回答した割合は76%でした。



### (2) 厚木の景観に満足しているか

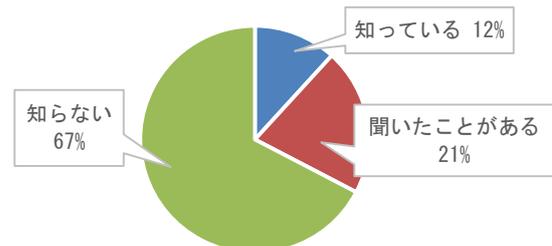
「満足している」又は「やや満足している」と回答した割合は57%であり、「不満である」又は「やや不満である」と回答した割合43%を上回りました。



### (3) 厚木市に景観計画や景観条例があることを知っているか

「知らない」と回答した割合が67%に及び、「知っている」と回答した割合は12%となりました。

【問】厚木市に景観計画（良好な景観の形成に関する計画）や景観条例があることを知っていますか。

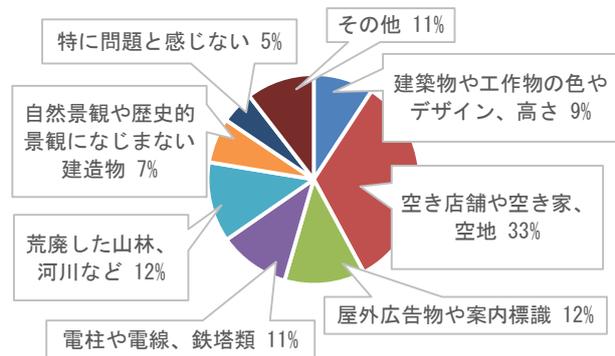


※ (1)から(3)までの結果から、回答していただいた方の多くが、本市の景観に深い関心や愛着をお持ちである一方、景観計画や景観条例の認知度は低い割合にとどまり、また、アンケートの回答率自体も約8%にとどまることから、景観計画等の周知、啓発に課題があることがうかがえます。

#### (4) 良好な景観形成を損ねていると感じるものはどのようなものか

「空き店舗や空き家、空地」と回答した割合が33%に及び、次いで、「屋外広告物や案内標識」及び「荒廃した山林、河川など」が12%で並ぶ結果となり、空き店舗や空き家の増加が地域活性化や防犯における阻害要因となるのみならず、景観にも悪影響を及ぼすことを示す結果となりました。

【問】 良好な景観形成を損ねていると感じるものはどのようなものですか。



## 5 改定に当たり配慮すべき事項

景観計画は、成果が表れるまでに長い期間がかかることに加え、これまでの施策に配慮する必要があることや、市民アンケート調査の結果、本市の景観に対して「満足」又は「やや満足」と回答した割合が半数以上に上ることから、計画の骨格となる部分は継承しつつ、社会経済情勢の変化や関連計画の改定に伴う所要の時点修正を図ります。

その一方で、景観について「不満」又は「やや不満」との回答も少なくないことや、景観の概念が極めて抽象的であり、景観計画及び景観条例に対する認知度が低いなどの課題も見えたことから、これらに対応した取組についても併せて検討します。

### (1) 関連計画との連携と整合

平成29年度に改定された厚木市緑の基本計画や、令和3年度に改定された厚木市環境基本計画、厚木市観光振興計画など、平成21年度の景観計画策定以降に改定された関連計画と引き続き連携を図るとともに、市民アンケート調査の結果から、空き店舗や空き家が良好な景観形成を損ねていると感じている方の割合が多いことから、平成28年度に策定（令和4年3月改定）された厚木市空家等対策計画と新たに連携を図ります。

また、令和8年度を始期とする第11次厚木市総合計画と整合した計画に改定します。

## (2) SDGsの考え方の導入

目標達成期限は2030年までですが、「住み続けられるまちづくりを」等、景観まちづくりの取組を進めることは、SDGsの実現にも資するものであることから、こうした考え方を導入します。

## (3) 「景観」の周知

景観条例や景観計画の認知度が低い原因の一つとして、景観の意義が抽象的であるため、本来の考え方が理解されていないことが挙げられます。

本計画の中で、そもそも「景観」とは何かについて、市民や事業者に分かりやすい説明を加えた上で、「厚木市らしく、各地域にふさわしい、望ましい景観がある」という考えを示すことで、市民、事業者及び行政が相互に景観に対する認識を共有し、本市の景観づくりの基礎とすることができます。

## (4) 新たな景観阻害要因への対応

土地利用や社会経済情勢の変化とともに、平成22年の計画策定時には想定していなかった太陽光発電設備等が新たな景観阻害要因として生じていることから、これらが本市の景観に与える影響を考慮し、届出の対象とするかについて検討します。

また、近年、建物の窓ガラス等を利用し、屋内から屋外の公衆に向けて表示する屋内広告物が増加し、法規制の対象とならないことから派手な演出等が行われ、周囲の景観に影響を及ぼす状況が生じていることから、屋内広告物に係る配慮事項や推奨事項を示した厚木市屋内広告物ガイドラインの策定について検討します。

## (5) 市民協働による景観づくりの推進

市民協働による景観づくりを更に推進するため、景観法に定める「景観計画の提案制度」について、景観条例で提案に必要な面積を緩和することについて検討します。

また、市民や土地所有者等が地域独自の景観形成基準を定めることができる「景観形成推進地区」、本市の景観形成において特に重要な建造物の保全を図る「景観重要建造物」及び同じく重要な樹木の保全・活用を図る「景観重要樹木」の指定制度についても、より活用しやすい制度となるよう検討します。

## 6 今後のスケジュール

---

年月	内容
令和8年 3月	意見交換会の開催
4月	検察庁協議、まちづくり審議会諮問
5月	まちづくり審議会答申
6月	都市計画審議会の意見聴取
7月	パブリックコメントの実施
11月	市議会に議案提案
12月	改正条例公布
令和9年 4月1日	改定計画公表、改正条例施行